字イノ山　七〇一番一　十一号
字堂ノ本　六一四番七地先水路敷　十二号
六一六番一地先水路敷　十三号
六一七番六地先水路敷　十四号及び十五号
字ミロク　六九五番　十六号
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
城尾屋谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福岡県八女郡広川町大字水原
字城ノ尾　二二一五番六　一号及び二号
二二二〇番二　三号から六号まで
二二三九番　七号
二二四七番　八号及び九号
二二三五番　十号及び十一号
二二三〇番　十二号
二二二五番　十三号
二二一三番　十四号
九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上小野川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福岡県八女市星野村
字村際　二四七四番　一号
二四七五番　十六号
字堂ノ上　二五二六番　二号及び三号
二五三七番　四号
二五三一番　五号
字上ノ山　二五〇五番一　六号
二五〇四番　七号
二四九三番　八号及び九号
二四九〇番八　十号
二四九〇番二九　十一号
二四九〇番一　十二号
二四八一番一　十三号
二四八〇番　十四号及び十五号
十(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
長尾川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福岡県八女市星野村
字中ソネ　四九〇〇番二　一号及び二号
四九〇一番一　三号
四九一一番三地先道路敷　四号
四九〇七番三地先道路敷　五号及び六号
字竹ノ山　五一三六番一　七号
五一三四番　八号
字竹ノ山下　四九八六番　九号
字長尾北　五〇〇八番一　十号
五一一五番七　十一号及び十二号
五〇六六番二　十三号
十一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
峯尾川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十年建設省告示第二千六百八十六号で指定した土地の区域を除く。）
福岡県八女市黒木町笠原
字笹ノ原　八八八番二　一号
九〇三番四　二号
字大野　一二三一番　三号
一二三四番一　四号
字西平　八七九番　五号
八七五番七　六号
八七五番五　七号

○海上保安庁告示第二十四号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十一日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　東北大学災害科学国際研究所　仙台市青葉区荒巻字青葉六―六―四

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯四〇度五〇分東経一四三度五五分、北緯四〇度五〇分東経一四四度一〇分、北緯三八度四二分東経一四五度〇五分、北緯三六度東経一四二度四五分、北緯三六度東経一四一度五八分、北緯三六度三八分東経一四一度五五分の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十六年二月二十四日から平成二十六年三月六日まで

三　水路測量の実施方法　音響測距装置、GPS測位装置等による海底地殻変動観測

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　二管区水路通報第六号（平成二十六年二月十四日発行）

○防衛省告示第二十五号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年二月二十一日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十六年二月二十七日（予備、同月二十八日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度三一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三二度一八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十六号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年二月二十一日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十六年三月五日（予備、同月六日）、同月九日及び同月十日（予備、同月十一日）の毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

自衛艦等　自衛艦十三隻、航空機一機

その他

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十七号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年二月二十一日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十六年三月五日（予備、同月六日）、同月九日及び同月十日（予備、同月十一日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒